

期間限定

ゆとりある未来の生活のために！

# メディカル積立

(拠出型企業年金保険)

お手続きは  
**N-ナビ**  
から！  
詳しくはP.3



加入(増額)日

令和8年6月1日

保険料控除開始月

月払 6月給与 半年払 6月賞与

振込月

一時払 6月

のご案内には、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、一部を記載しております。お申込み前に必ず専用Webサイトまたは別配のパンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等をお読みいただき、内容をご確認ください。お申込みいただきますようお願いいたします。

ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

## 特徴①

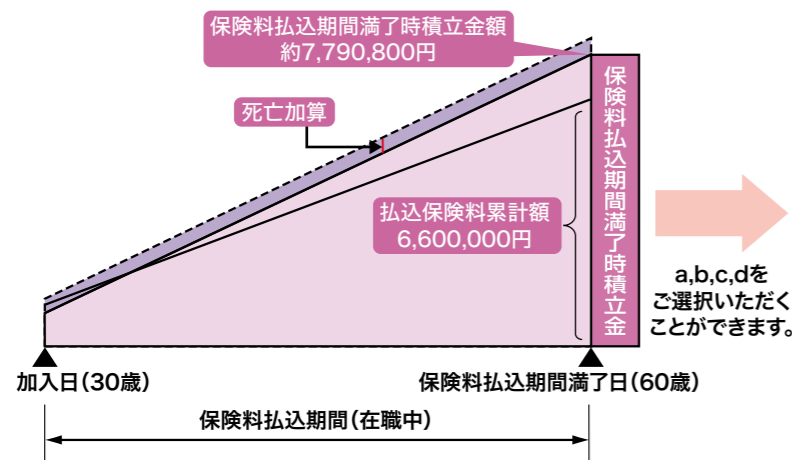
将来の資金を給与控除で計画的にご準備いただくことができます！

毎月の給与・賞与から保険料を積立て、保険料払込期間満了時に受取方法をご選択いただけます。

しくみ図 【税制適格コース・自由選択コース共通】

<ご加入例>

- ご加入年齢: 30歳(男性)
- 保険料: 月払 10,000円(1口1,000円で10口加入)  
: 半年払 50,000円(1口10,000円で5口加入)
- 保険料払込期間満了年齢: 60歳



a,b,c,dを  
ご選択いただく  
ことができます。

給付内容

### a 10年確定年金

【基本年金月額】  
約68,300円  
10年間、ご加入者に  
年金をお支払いします。  
(60歳) (70歳)  
←年金受取期間(10年間)→

### b 15年確定年金

【基本年金月額】  
約46,900円  
15年間、  
ご加入者に年金を  
お支払いします。  
(60歳) (75歳)  
←年金受取期間(15年間)→

### c 20年確定年金

【基本年金月額】  
約36,200円  
20年間、  
ご加入者に  
年金を  
お支払い  
します。  
(60歳) (80歳)  
←年金受取期間(20年間)→

### d 15年保証期間付終身年金

【基本年金月額】  
約31,600円  
15年間、ご加入  
者に年金をお支  
払いします。保証  
期間経過後はご  
加入者が生存  
されているかぎ  
り年金をお支  
払いします。  
(60歳) (75歳)  
←保証期間(15年間)→  
←年金受取期間(終身)→ 終身

●上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。  
一時金額 約7,790,800円

#### ◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、専用Webサイトまたは別配パンフレットに記載の給付額試算表の<当パンフレットに記載の給付額について>と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

#### ◆年金受取りについて◆

- ・「税制適格コース」の保険料払込期間満了時積立金を年金で受取るには、加入期間が10年以上かつ満55歳以上であることが条件です。ただし、満60歳未満の場合は、15年保証期間付終身年金のみとなります。
- ・「自由選択コース」の保険料払込期間満了時積立金を年金で受取るには、加入期間が2年以上かつ満55歳以上であることが条件です。
- ・税制適格コース・自由選択コースともに選択できる年金は1種類です。

#### ◆死亡加算について◆

- ・保険料払込期間中にご加入者が死亡された場合は、死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍、半年払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

## 特徴②

まとまった資金が必要な場合には積立金の一部受取り(減口)が可能!

※自由選択コースのみの取扱いです。

以下の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。

※最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。

- ①災害
- ②疾病・障がい
- ③住宅の取得
- ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
- ⑥債務の弁済

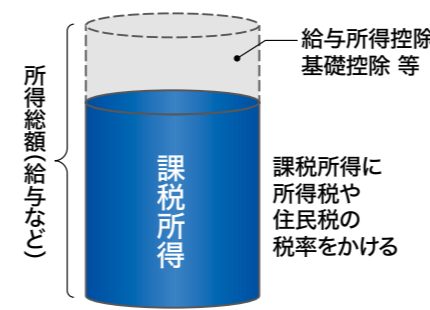
## 特徴③

生命保険料控除により、所得税・住民税の負担を軽減できます!

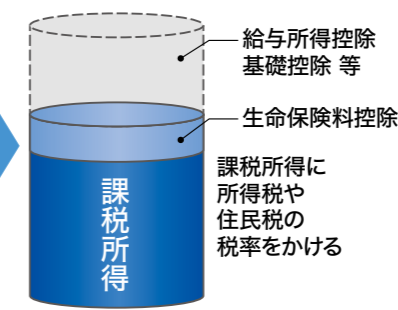
メディカル積立の保険料は生命保険料控除の対象となり、課税所得を計算する際、一定額を所得から差引くことができます。これにより課税の対象となる所得が少なくなるため、所得税や住民税の負担が軽減されます。

イメージ図

<生命保険料控除制度を利用しない場合>



<生命保険料控除制度を利用した場合>



税制適格コース  
⇒個人年金保険料控除の対象  
自由選択コース  
⇒一般生命保険料控除の対象

※当メディカル積立以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当メディカル積立のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。令和7年7月現在の税制・関係法令等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

## 各コースの違い

2つのコースからご選択いただけます。加入資格を満たせば両方のコースにご加入いただけます。

	税制適格コース	自由選択コース
加入資格*	以下の条件をすべて満たす方に限ります。 ①株式会社メディカルホールディングスおよびその結合団体の役員・従業員・嘱託(定年後再雇用含む)の方 ②加入日現在、正常に勤務されている方 ③保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある方	③保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある方
保険料積立金の一部受取り(減口)	お取扱いできません	1回につき最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします
保険料の税務取扱い	「個人年金保険料控除」の対象です	「一般生命保険料控除」の対象です

いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。

※ 保険料払込期間中にご加入者が退職・転籍・転居等でご加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

「税制適格コース」は、「個人年金保険料控除」の対象になる他の保険契約がない場合、月払5口(5,000円)+半年払2口(20,000円)での加入がオススメです。



期間限定

ゆとりある未来の生活のために！

# メディパル積立

(拠出型企業年金保険)

お手続きは  
**N-ナビ**  
から！  
詳しくはP.3



## ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

団体お問合せ先

株式会社メディパル保険サービス 生保・総合ライフプラン係 TEL:078-230-5216 TEL:0120-663-527 (通話料無料)  
[受付時間] 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

保険会社お問合せ先

日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL : 0120-383-616 (通話料無料)  
[受付時間] 月曜日~金曜日9:00~17:00 (祝日・12/31~1/3を除く。)  
※お問合せの際には、記号証券番号 (970-99705) をお知らせください。

## 保険料払込期間満了日

最長満65歳まで継続加入できます。

※保険料払込期間満了日は、「満60歳到達日の属する月の末日」「満63歳到達直後の3月末日」「満65歳到達日の属する月の末日」のいずれかとなります。**新規加入の場合、保険料払込期間満了日までの期間が税制適格コースでは10年以上、自由選択コースでは2年以上あることが必要です。**

※保険料払込期間満了日は、会社によって異なります。詳しくは専用webサイト上のパンフレットまたは別配のパンフレットをご確認ください。

## 積立金の受取方法

### 年金受取開始日

保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日です。

※実際のお支払いは、年4回(2月・5月・8月・11月)の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。

### 年金の繰延

・満55歳以上で退職された方は、1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。

・繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取り扱いできません。

・税制適格コース、自由選択コースの両コースに加入されているご加入者について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。

「**税務上のお取扱い**」については専用webサイト上のパンフレットまたは別配のパンフレットをご確認ください。

その他の制度内容等については、専用webサイトまたは別配のパンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

【契約者】株式会社メディパルホールディングス 【事務幹事会社】日本生命保険相互会社

日本企-2025-454-11504-T(R7.10.14)

## よくあるお問合せ

**Q** 現在の積立金額を確認する方法はありますか？

**A** 日本生命提供の「加入者ダイレクト」で前月末基準の積立金額をご確認いただけます。確認方法など詳しくはP.9~10をご覧ください。

**Q** 受取方法は加入時に選択するのですか？

**A** いいえ。保険料払込期間満了日の約2カ月前に書類を送付しますので、その際にご選択ください。

**Q** 退職金を積立金に追加することはできますか？

**A** 定年後再雇用となられる方は、退職金を追加することができます。再雇用後の募集で一時払をお申込みください。**〔満60歳到達時点で「ご加入期間満了のご案内」を受取られた場合は、加入延長をご選択ください。〕**



## 新規加入・保険料の口数変更

【新規加入】【保険料の増額】は、契約当日(6月1日)と1月1日の年2回、取扱います。

※半年払は6月1日が加入(増額)日となります。

※【保険料の増額】は、保険料払込期間満了日までの期間が満1年以上ある方にかぎりです。

【保険料の減額】は、以下の事由に該当する場合にかぎり、年1回の契約当日(6月1日)にお取り扱いできます。

ただし、**月払2口、半年払1口を最低残すものとします。**

※保険料の減額を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

- |                                 |                          |
|---------------------------------|--------------------------|
| ①災害                             | ④教育(親族の教育を含む。)           |
| ②疾病・障がい<br>(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) | ⑤結婚(親族の結婚を含む。)           |
| ③住宅の取得                          | ⑥債務の弁済                   |
|                                 | ⑦その他、ご加入者が保険料の拠出に支障のある場合 |

## 保険料

	1口あたり保険料	合計口数範囲
月払	1,000円	2口~200口 (2,000円~20万円)
半年払	10,000円	1口~50口 (10,000円~50万円)
一時払	10,000円	10口~2,000口 (10万円~2,000万円)

【月払】は、毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)

【半年払】は、年2回の賞与から控除します。(第1回目は6月賞与から)

【一時払】は、6月に団体(株式会社メディパルホールディングス)指定の口座に振込みいただけます。(振込手数料はご加入者負担)

※半年払・一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。

※賞与のない方は、半年払はお申込みいただけません。

## 給付額試算表 (参考)

●この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間を要する場合があります。(下表の例の場合、月払:1年間、半年払:2年間、一時払:1年間)

月払 (10口1万円加入の場合)				半年払 (5口5万円加入の場合)				一時払 (10口10万円加入の場合)			
積立期間(年)	払込保険料累計額(円)	積立金額(脱退一時金額)(約)(円)	10年確定年金基本年金月額(約)(円)	積立期間(年)	払込保険料累計額(円)	積立金額(脱退一時金額)(約)(円)	10年確定年金基本年金月額(約)(円)	積立期間(年)	払込保険料累計額(円)	積立金額(脱退一時金額)(約)(円)	10年確定年金基本年金月額(約)(円)
1	120,000	120,100	(1,000)	1	100,000	99,800	(800)	1	100,000	100,600	(800)
2	240,000	241,500	(2,100)	2	200,000	200,700	(1,700)	2	100,000	101,800	(800)
3	360,000	364,300	(3,100)	3	300,000	302,700	(2,600)	3	100,000	102,900	(900)
4	480,000	488,400	(4,200)	4	400,000	405,800	(3,500)	4	100,000	104,000	(900)
5	600,000	613,900	(5,300)	5	500,000	510,100	(4,400)	5	100,000	105,200	(900)
6	720,000	740,800	(6,400)	6	600,000	615,600	(5,300)	6	100,000	106,300	(900)
10	1,200,000	1,262,800	11,000	10	1,000,000	1,049,400	(9,200)	10	100,000	111,100	(900)
15	1,800,000	1,948,900	17,000	15	1,500,000	1,619,600	14,200	15	100,000	117,500	(1,000)
20	2,400,000	2,674,700	23,400	20	2,000,000	2,222,700	19,400	20	100,000	124,200	(1,000)
25	3,000,000	3,442,500	30,100	25	2,500,000	2,860,800	25,000	25	100,000	131,300	(1,100)
30	3,600,000	4,254,900	37,300	30	3,000,000	3,535,900	31,000	30	100,000	138,900	(1,200)
35	4,200,000	5,114,500	44,800	35	3,500,000	4,250,300	37,200	35	100,000	146,900	(1,200)
40	4,800,000	6,024,100	52,800	40	4,000,000	5,006,200	43,900	40	100,000	155,400	(1,300)

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※自由選択コースは月払、半年払、一時払を合計した年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、( )内は参考数値です。

※専用webサイトまたは別配パンフレットに記載の給付額試算表の<当パンフレットに記載の給付額について>に記載の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性があります。ご留意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。